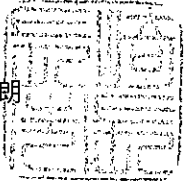


公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月24日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市業務改革（BPR）支援業務委託

(2) 業務内容

長崎市業務改革（BPR）支援業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

14,384,000円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム設計・開発」「各種計画策定」「各種検査、分析、調査、測定」のいずれかの業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(8) 本事業の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、構成員となる全ての者が(1)及び(4)から(7)までの要件を満たすものであること。

ただし、構成員の代表者は、(1)から(7)までの要件を全て満たさなければならない。

(9) (8)の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係（コンソーシアムの一構成員の代表者（契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある2者以上の者が含まれることを妨げない。

(10) 一事業者が複数のコンソーシアムに参加することはできない。また、コンソーシアムに参加する事業者は単独での参加はできない。

(11) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 本案件に参加しようとする者が令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務又は完了する見込みである業務で、「普通地方公共団体（人口20万人以上）又は特別区からの業務改革（BPR）に係る業務委託（各所属の業務量調査・業務プロセスの可視化及び改善施策の提案等を業務内容に含むもの）」の実績があること。

イ 本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、全体的な業務の企画や対象所属の業務の調査・分析、改善方針の提案など主たる業務を行う事業者が令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務又は完了する見込みである業務で、「普通地方公共団体（人口20万人以上）又は特別区からの業務改革（BPR）に係る業務委託（各所属の業務量調査・業務プロセスの可視化及び改善施策の提案等を業務内容に含むもの）」の実績があること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和8年5月12日(火)まで(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)の午前8時45分から午後5時30分まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所8階

長崎市情報政策推進部DX推進課(電話:095-829-1414)

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和8年4月6日(月)午後5時00分必着(提出期限内に3(2)の場所に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 業務実績調書（様式ウ、様式ウ別紙）

エ コンソーシアムの結成に係る協定書の写し及び代表構成員への委任状（コンソーシアムを結成する場合のみ）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和8年4月8日（水）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式キ）を用いるものとし、電子メールにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書（様式キ）に記載の上、電子メールにより(3)の質問書送信先に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和8年4月8日（水）午後5時00分必着

(3) 質問書送信先

長崎市情報政策推進部DX推進課

E-mail: johoseisaku@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和8年4月13日（月）までに質問を取りまとめ、直接電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和8年5月13日（水）午後1時00分必着（提出期限内に3(2)の提出に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

(2) ヒアリング予定日 令和8年5月21日(木)

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表(様式ケ)にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価基準

評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点	
継続評価	履行実績 業務実績調査書 (様式ウ)	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務について、評価する。同種・同規模の業務実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいかを総合的に評価する。 5点：同種・同規模の業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模で2件以上である 3点：同種・同規模の業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模だが2件未満である 0点：同種・同規模の業務実績があるが、実績の内容・成果が本業務と比較し、見劣りする ※同種・同規模の業務：普通地方公共団体(人口20万人以上)又は特別区からの業務改革(BPR)に係る業務委託(各所属の業務量調査・業務プロセスの可視化及び改善施策の提案等を業務内容に含むもの)	5	
	※実施体制 業務実施体制 (様式イ) (様式エ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。(ヒアリング時の質問に対する対応も踏まえ判断) 5点：担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる 3点：担当者の配置や構成は明確である 0点：担当者の配置や構成が明確でない	5	
担当者評価	主任担当者及び担当者同種業務の実績 配置予定者調査書 (様式エ)	主任担当者及び担当者の同種業務実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいかを総合的に評価する。 5点：全員または3人以上に同種業務実績があり、その実績の内容・成果が本業務と同様又はそれ以上 3点：主任担当者又は担当者に同種業務実績があり、その実績の内容・成果が本業務と同様又はそれ以上 0点：全員に同種業務実績がない又は実績の内容・成果が本業務より明確に小規模 ※同種業務：業務改革(BPR)に係る業務委託(各所属の業務量調査・業務プロセスの可視化及び改善施策の提案等を業務内容に含むもの)	5	
※提案内容評価	業務理解度	本業務に対する理解度や自治体における業務改革(BPR)推進の考え方の適合性について評価する。 10点：本業務の目的、条件、内容等を十分に理解している 6点：本業務の目的、条件、内容等を理解している 3点：本業務の目的、条件、内容等のいずれかにおいて理解不足である 0点：本業務の目的、条件、内容等すべてにおいて理解が不十分である	10	
	実施内容	企業書 (様式力) (任意様式)	職員研修について評価する。 10点：対象所属職員の業務改革に対する意識改革や実践的なBPR手法の習得ができ、BPR支援職員が伴走支援に必要な知識や技術の習得が十分に期待できる優れた研修内容である 6点：対象所属職員の業務改革に対する意識改革や実践的なBPR手法の習得ができ、BPR支援職員が伴走支援に必要な知識や技術の習得に疑義がなく、適宜と判断できる研修内容である 3点：研修内容に若干の疑義があるが調整可能である 0点：研修内容に大きな疑義があり不安である	10
		業務実態調査方法について評価する。 15点：調査の内容・実施方法が効果的かつ具体的であり、業務実態の的確な把握が期待できる 10点：調査の内容・実施方法に疑義がなく、適宜と判断できる 5点：調査の内容・実施方法に若干の疑義があるが調整可能である 0点：調査の内容・実施方法に大きな疑義があり不安である	15	
		業務実態調査結果の分析・改善施策について評価する。 20点：調査の分析・課題抽出手法等や分析結果を活用した改善施策提案方法・考え方が効果的かつ具体的であり、わかりやすい的確な分析が最も期待できる 15点：調査の分析・課題抽出手法等や分析結果を活用した改善施策提案方法・考え方が効果的かつ具体的であり、わかりやすい的確な分析が期待できる 10点：調査の分析・課題抽出手法等や分析結果を活用した改善施策提案方法・考え方に疑義がなく、適宜と判断できる 5点：調査の分析・課題抽出手法等や分析結果を活用した改善施策提案方法・考え方に若干の疑義があるが調整可能である 0点：調査の分析・課題抽出手法等や分析結果を活用した改善施策提案方法・考え方に大きな疑義があり不安である	20	
	職員支援	BPR推進に係る相談対応について評価する。 10点：伴走支援の方法・考え方が効果的かつ具体的であり、円滑な業務遂行が期待できる 6点：伴走支援の方法・考え方に疑義がなく、適宜と判断できる 3点：伴走支援の方法・考え方に若干の疑義があるが調整可能である 0点：伴走支援の方法・考え方に大きな疑義があり不安である	10	
		業務改革(BPR)ガイドライン(案)作成支援について評価する。 10点：ガイドライン(案)の作成支援の方法・考え方が効果的かつ具体的であり、適切なガイドライン(案)の策定が期待できる 6点：ガイドライン(案)の作成支援の方法・考え方に疑義がなく、適宜と判断できる 3点：ガイドライン(案)の作成支援の方法・考え方に若干の疑義があるが調整可能である 0点：ガイドライン(案)の作成支援の方法・考え方に大きな疑義があり不安である	10	
		職員の負荷軽減に関する工夫について評価する。(作業自体の効率化の工夫がなされている) 15点：職員の負荷を軽減させるための工夫が十分に なされており、円滑な業務遂行が期待できる 10点：職員の負荷を軽減させるための工夫がなされている 5点：職員の負荷を軽減させるための工夫に若干の疑義があるが調整可能である 0点：提示内容に大きな疑義があり不安である	15	
工程管理	工程管理について評価する。 5点：具体的に手順のないスケジュールである 3点：提示内容に若干の疑義があるが調整可能である 0点：提示内容に大きな疑義があり不安である	5		
参考見積	業務コストの妥当性 参考見積書 (様式オ)	業務コストの妥当性について評価する。 配点×最良見積額÷見積額(小数点切り捨て)	10	
合計			120	

●「※」の評価項目はヒアリング実施時に審査する
●合計点が最も高いものが複数ある場合は、参考見積額の金額が最も低い者を受託候補者とする。さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。
●出席委員全員の評価の合計点が満点(120点×出席委員数)の2分の1未満の場合は、当該企業を失格とする。

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属等	氏名
委員長	長崎市情報政策推進部長	樋口 成一
委員	長崎市総務部行政体制整備室長	牟田 幹子
	長崎市情報政策推進部DX推進課課長	太田 良雄
	長崎市情報政策推進部情報統計課長	菖蒲 浩
	長崎市福祉部障害福祉課長	首藤 充
	長崎市土木部土木総務課長	富永 奈央
	長崎市中央総合事務所地域福祉課長	島村 優子
	長崎市中央総合事務所西浦上地域センター所長	春野 裕子

(2)決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年6月1日（月）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所8階

長崎市情報政策推進部DX推進課

電話 095-829-1414

電子メールアドレス joho_seisaku@city.nagasaki.lg.jp